

(健Ⅱ332F)
令和3年9月28日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについては、令和3年9月28日付（地314）をもってお知らせいたしました。

それを受けて、今般厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部(局)宛て別添の事務連絡による周知依頼がなされましたので、ご連絡申し上げます。要点は下記のとおりです

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する周知についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 家庭等で、薬局において購入した医療用抗原検査キットを使用し、検査結果が陽性であったことを理由に、医療機関（感染症指定医療機関等）の受診があり、医師が患者の診療のために必要と判断し、改めて新型コロナウイルス感染症に係る検査を行った場合
→保険適用となり、当該者の自己負担額のうち検査に係る費用は公費負担対象
- その場合の具体的な取扱いについては、令和2年10月19日付（健Ⅱ305F）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について」の中の「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（令和2年3月4日付健感0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知同年10月14日最終改正）」を参照のこと
https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2020ken2_305.pdf

(別 添)

令和3年9月27日付

「『新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて』を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

事務連絡
令和3年9月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」を踏まえた、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

本日、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症に係る特例的対応として、医療用抗原検査キットを薬局において販売できること、また、薬局において適切に販売し、より確実な医療機関の受診につなげるための留意点が示されたところである。

家庭等で、薬局において購入した医療用抗原検査キットを使用し、検査結果が陽性であったことを理由に、医療機関（感染症指定医療機関等）の受診があり、医師が患者の診療のために必要と判断し、改めて新型コロナウイルス感染症に係る検査を行った場合、保険適用となり、当該者の自己負担額のうち検査に係る費用は公費負担の対象となること。

また、その場合の具体的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付健感0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年10月14日最終改正）を参照されたい。

なお、この取扱いは、保険局医療課にも協議済みであることを申し添える。